

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長・国有林野部長通知）
一部改正新旧対照表

別紙1

(下線部は改正部分)

改 正 後	現 行																																		
森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて	森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて																																		
1～4 (略)	1～4 (略)																																		
5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について	5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について																																		
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)																																		
(3) 積算方法	(3) 積算方法																																		
ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。	ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。																																		
(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。	(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。																																		
$K = i \cdot P_i + \alpha$	$K = i \cdot P_i + \alpha$																																		
ただし、K：現場環境改善に要する費用 (単位：円、1,000円未満切り捨て) i：現場環境改善費率は、 <u>表5-1</u> による。 (単位：%、小数第3位四捨五入2位止め)	ただし、K：現場環境改善に要する費用 (単位：円、1,000円未満切り捨て) i：現場環境改善費率は、 <u>表3-1</u> による。 (単位：%、小数第3位四捨五入2位止め)																																		
P_i ：対象額（直接工事費（処分費等を除く）+支給品費+無償貸付機械等評価額） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。	P_i ：対象額（直接工事費（処分費等を除く <u>共通仮設費対象分</u> ）+支給品費 <u>（共通仮設費対象分）</u> +無償貸付機械等評価額） なお、対象額が5億円を超える場合は5億円とする。																																		
α ：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）	α ：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）																																		
表5-1 現場環境改善費率	表5-1 現場環境改善費率																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額：P_i</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th>大都市 市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額</td> <td>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</td> <td>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</td> </tr> </tbody> </table>	対象額： P_i	現場環境改善費率： i (%)		大都市 市街地	左記以外	直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象額：P_i</th> <th colspan="2">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th>大都市 市街地</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 <u>（共通仮設費対象分）</u> + 無償貸付機械等 評価額</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"><u>5億円以下 の場合</u></th> <th>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</th> <th>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</th> </tr> <tr> <th><u>5億円を超 える場合</u></th> <th><u>1.73</u></th> <th><u>0.71</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody></table> </td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>5億円以下 の場合</u></th> <th>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</th> <th>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</th> </tr> <tr> <th><u>5億円を超 える場合</u></th> <th><u>1.73</u></th> <th><u>0.71</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody></table> </td> </tr> </tbody> </table>	対象額： P_i	現場環境改善費率： i (%)		大都市 市街地	左記以外	直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 <u>（共通仮設費対象分）</u> + 無償貸付機械等 評価額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"><u>5億円以下 の場合</u></th> <th>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</th> <th>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</th> </tr> <tr> <th><u>5億円を超 える場合</u></th> <th><u>1.73</u></th> <th><u>0.71</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody></table>	<u>5億円以下 の場合</u>	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$	<u>5億円を超 える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>				<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>5億円以下 の場合</u></th> <th>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</th> <th>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</th> </tr> <tr> <th><u>5億円を超 える場合</u></th> <th><u>1.73</u></th> <th><u>0.71</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody></table>	<u>5億円以下 の場合</u>	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$	<u>5億円を超 える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>			
対象額： P_i		現場環境改善費率： i (%)																																	
	大都市 市街地	左記以外																																	
直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$																																	
対象額： P_i	現場環境改善費率： i (%)																																		
	大都市 市街地	左記以外																																	
直接工事費 (処分費等を除く。) + 支給品費 <u>（共通仮設費対象分）</u> + 無償貸付機械等 評価額	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"><u>5億円以下 の場合</u></th> <th>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</th> <th>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</th> </tr> <tr> <th><u>5億円を超 える場合</u></th> <th><u>1.73</u></th> <th><u>0.71</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody></table>	<u>5億円以下 の場合</u>	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$	<u>5億円を超 える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>				<table border="1"> <thead> <tr> <th><u>5億円以下 の場合</u></th> <th>$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$</th> <th>$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$</th> </tr> <tr> <th><u>5億円を超 える場合</u></th> <th><u>1.73</u></th> <th><u>0.71</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody></table>	<u>5億円以下 の場合</u>	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$	<u>5億円を超 える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>																		
<u>5億円以下 の場合</u>	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$		$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$																																
	<u>5億円を超 える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>																																
<u>5億円以下 の場合</u>	$i = 56.6 \times P_i^{-0.174}$	$i = 39.9 \times P_i^{-0.201}$																																	
<u>5億円を超 える場合</u>	<u>1.73</u>	<u>0.71</u>																																	
(注) (略)	(注) (略)																																		
(イ) 率に計上されるものは、 <u>表5-2</u> の内容のうち原則として、各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合せ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。	(イ) 率に計上されるものは、 <u>表3-2</u> の内容のうち原則として、各計上費目ごと（仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携）に1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を基本とした費用である。 また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合せ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。																																		
(ウ) 積上げ計上分（ α ）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、 <u>主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用について</u> は、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。 <u>なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</u>	(ウ) 積上げ計上分（ α ）に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。																																		
(エ)・(オ) (略)	(エ)・(オ) (略)																																		
(カ) <u>熱中症対策・防寒対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工</u>	(新設)																																		

事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
なお、施設・設備の種類や規模及び設置期間については、受発注者協議の上、決定するものとする。

イ (略)

表5-2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
(略)	(略)
安全関係	(略) (略) (削る。)
(略)	(略)
(略)	(略)

6 山間僻地について

(略)

- (1) (略)
- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条及び第3条の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区（工事の施工場所から**最寄りの**市町村役場の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。）

7 歩掛の補正

(略)

(1) 適切な工期の設定の取扱いについて

ア 通勤補正の対象とする工事

通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの通勤に往復90分以上を要する箇所の工事とする。

なお、最寄りの市町村内に入札参加有資格者が存在しない場合は、施工地から最寄りの有資格者が所在する市町村役場を起点とする。

イ (略)

ウ 通勤補正

通勤補正は、労務単価に次の補正係数を乗じて行うものとする。

$$K = 1 + T / 480$$

K : 補正係数（小数第3位四捨五入）

T : 90分を超える通勤時間（分）

なお、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。

(2) ~ (5) (略)

8・9 (略)

10 適切な工期の設定について

(略)

(1) 適切な工期の設定の取扱いについて

ア 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、表10-1準備期間、及び後片付け期間及び不稼働日を含む実工事期間とする。

工期（実工期）=準備期間+施工に必要な実日数+不稼働日+後片付け期間

工期全体=余裕期間+工期（実工期）

表10-1 準備期間及び後片付け期間

工種区分	準備期間	後片付け期間

イ (略)

表5-2 実施する内容

計上費目	実施する内容（率計上分）
(略)	(略)
安全関係	(略) (略) ・避暑（熱中症予防）・防寒対策
(略)	(略)
(略)	(略)

6 山間僻地について

(略)

- (1) (略)
- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条及び第3条の過疎地域又は山村振興法第7条の規定に基づき振興山村に指定された地域に含まれる地区（工事の施工場所から**市町村役場（支所等を含む。）**の所在地又は市町村の中心地までの陸路が10km未満である地区を除く。）

7 歩掛の補正

(略)

(1) 適切な工期の設定の取扱いについて

ア 通勤補正の対象とする工事

通勤補正の対象とする工事は、最寄りの市町村役場（支所等を含む。）から現場事務所等の労働時間の開始地点となる労働者の集散場所までの通勤に往復90分以上を要する箇所の工事とする。

イ (略)

ウ 通勤補正

通勤補正は、労務単価に次の補正係数を乗じて行うものとする。

$$K = 1 + T / 480$$

K : 補正係数（%、小数第3位四捨五入）

T : 90分を超える通勤時間（分）

なお、市場単価及び土木工事標準単価に本補正は適用しない。

(2) ~ (5) (略)

8・9 (略)

10 適切な工期の設定について

(略)

(1) 適切な工期の設定の取扱いについて

ア 「工期」とは、工事を実施するために要する期間で、表10-1準備期間、及び後片付け期間及び不稼働日を含む実工事期間とする。

工期（実工期）=準備期間+施工に必要な実日数+不稼働日+後片付け期間

工期全体=余裕期間+工期（実工期）

表10-1 準備期間及び後片付け期間

工種区分	準備期間	後片付け期間

(略)	(略)	(略)
森林整備 B	20 日	<u>10 日</u>
(略)	(略)	(略)

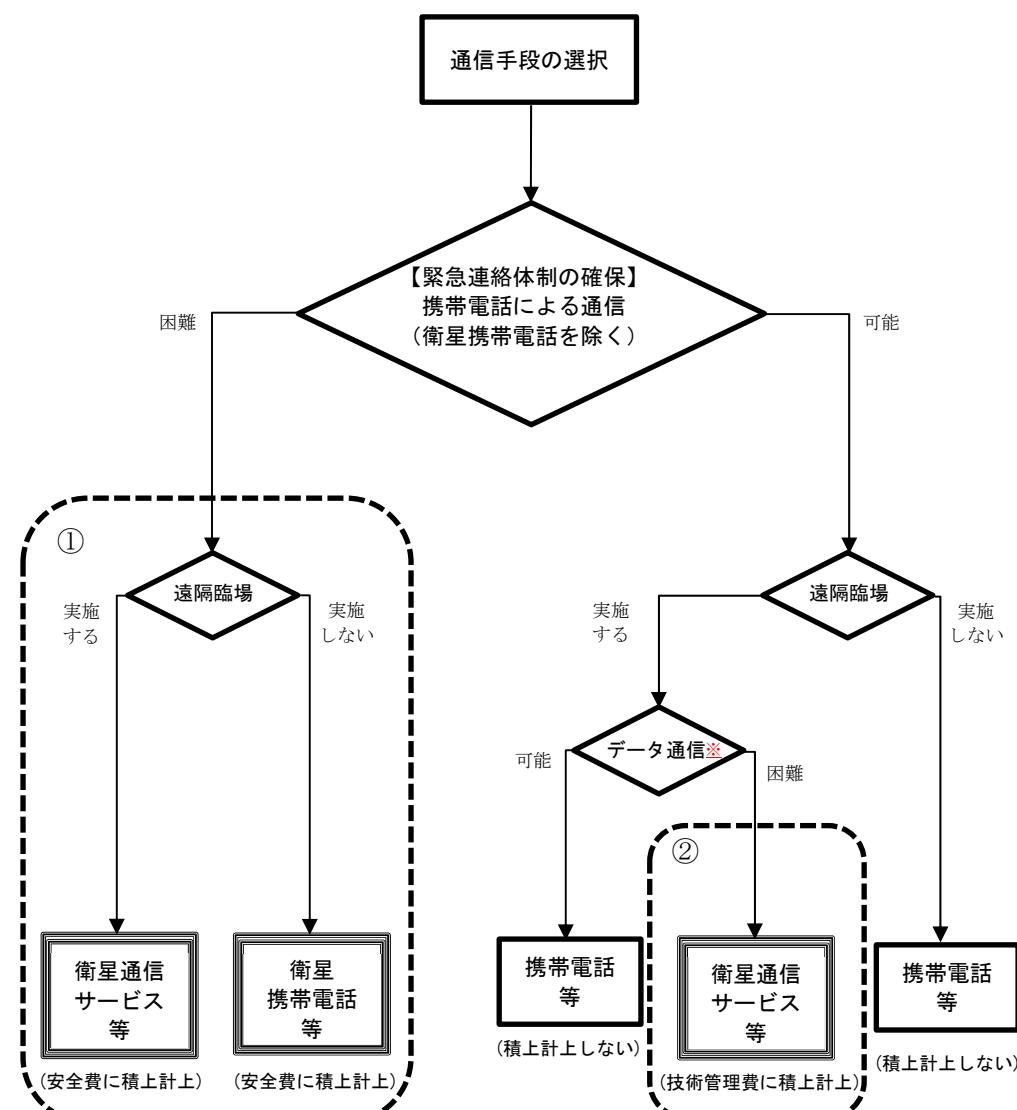
(注) (略)

イ～ケ (略)

(2) (略)

11 通信環境の整備について

情報通信網が脆弱な山間奥地における、衛星通信機器及び衛星携帯電話等を活用した通信環境の整備に係る設計積算については、以下のフローのとおりとする。



(略)	(略)	(略)
森林整備 B	20 日	<u>15 日</u>
(略)	(略)	(略)

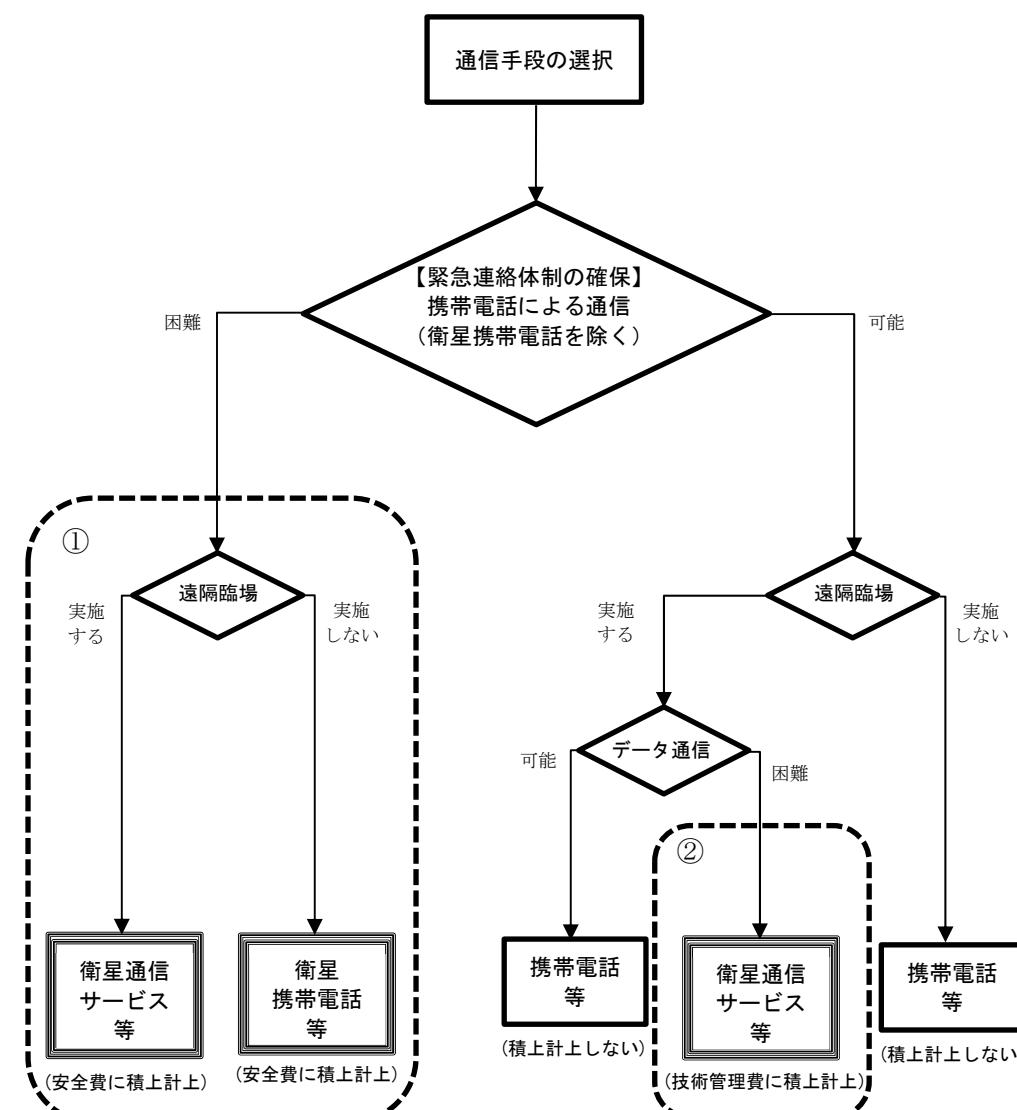
(注) (略)

イ～ケ (略)

(2) (略)

11 通信環境の整備について

情報通信網が脆弱な山間奥地における、衛星通信機器及び衛星携帯電話等を活用した通信環境の整備に係る設計積算については、以下のフローのとおりとする。



※ データ通信環境下にあっても通信速度低減等により、遠隔臨場が成立しない場合は“困難”とする。

(1) 適用範囲

ア ①の枠に該当する場合

近年開発されている衛星通信機器及び衛星携帯電話等（以下、通信機器等という。）は、山間奥地の通話圏外における緊急時の安全対策として効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないとから、フローの①の枠に該当する場合は、緊急連絡体制の確保に必要となる通信手段として経費を計上する。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の安全費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、(2) の積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

イ ②の枠に該当する場合

近年開発されている通信機器等は、遠隔臨場を実施する場合にも効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないとから、フローの②の枠に該当する場合は経費の計上を可能とする。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、(2) の積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

(2) (略)

(3) その他

(削除。)

ア 通信機器等の活用に当たり、現場条件により周辺機器類の設置が必要と認められる場合は、当該経費をリース料金または購入代金に含めることができる。また、通信契約に当たり、サポートサービスへの加入が必須となっている場合に限り、当該経費を月々の料金等に含めることができる。

イ (1) により積み上げ計上した経費は、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

ウ I C T 活用工事においてネットワーク型 R T K ・ G N S S 等を使用する際に、通信環境の整備が必要となる場合は、(1) イに準じて取り扱うことができるものとする。

12 (略)

別紙 1 ~ 別紙 3 (略)

附 則 この通知は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

(1) 適用範囲

ア ①の枠に該当する場合

近年開発されている衛星通信機器及び衛星携帯電話等（以下、通信機器等という。）は、山間奥地の通話圏外における緊急時の安全対策として効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないとから、フローの①の枠に該当する場合は、緊急連絡体制の確保に必要となる通信手段として経費を計上する。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の安全費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、(2) の積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象とする。

イ ②の枠に該当する場合

近年開発されている通信機器等は、遠隔臨場を実施する場合にも効果が高く、通信機器等の活用にあたり機材設置の手間が少ないとから、フローの②の枠に該当する場合は経費の計上を可能とする。

経費は原則リース代金とし、費用の支払証明書類等を徴収することにより、全て共通仮設費の技術管理費に積み上げ計上する。

リース不可の場合は通信機器等の購入代金を確認し、(2) の積算例を参考に受発注者間で協議し、月々の料金等は支払証明書類等を徴収することにより経費として積み上げ計上する。

なお、現場管理費率及び一般管理費等率の対象とする。

(2) (略)

(3) その他

工事現場等における遠隔臨場の試行について (R3.3.8 付け 2 林整計第 605 号計画課長通知) の「5. 機器等に係る費用の積算(2)表 1-1」の代表的な機器については、現場管理費率及び一般管理費等率の対象外とする。

(新設)

(新設)

(新設)

12 (略)

別紙 1 ~ 別紙 3 (略)